

平成 29 年 10 月 6 日

厚生労働省 年金局  
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する意見

平成 29 年 9 月 15 日付で意見募集のあった『確定給付企業年金制度について』等の改正案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 『『確定給付企業年金制度について』等の改正案』に関する意見

項番	内容
1	<p><b>【適用期日】</b></p> <p>適用期日が平成 30 年 4 月 1 日となっているが、対応必須の事項（基本方針及び政策的資産構成割合の策定、運用ガイドラインの変更、資産運用委員会の設置、総合型 DB 基金においては代議員の選定）に係る準備や規約変更等の対応に関し、相応の時間がかかることが想定される。対応期限を平成 30 年度中とするなど円滑な制度運営のための猶予をいただきたい。</p> <p>なお、社会保障審議会企業年金部会においては施行時期の明示がされておらず、施行日まで十分な期間が確保されないことにより、現場に無用な混乱が生じ、拙速な対応を招くことで、却って本改正の目的である DB のガバナンス向上が図られないことを懸念する。</p>

【確定給付企業年金の規約承認及び可基準等について(平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号) の改正案】

総合型 DB 基金の代議員の選任のあり方について、本改正の趣旨・社会保障審議会企業年金部会における議論を否定するものではないが、DB がそもそも事業主の自主的な制度であること、総合型 DB 基金の制度の特性上、参加する各事業主の事務負担等を極力抑えつつ、従業員の高齢期の年金を確保する目的であることから、過度の規制は、私的年金制度の普及の妨げとなる可能性があることを懸念する。

本改正の趣旨は、総合型 DB 基金において全事業主の意思の基金運営への適切な反映を図ることにあると考えているが、改正案のように「選定代議員の数を事業主の数の 10 分の 1 (事業主数が 500 超の場合 50) 以上とする」ことは、その目的達成に繋がるものではないと考える。

例えば、代議員を選出した事業主と選出しない事業主との関係が希薄な場合、改正案に定められた代議員数を確保していたとしても、全事業主の意思が基金運営に適正に反映されないケースも想定されることから、寧ろ、改正の趣旨と実効性を勘案し、選定代議員数は従来どおりとしつつも、意思決定方法のルール化・決定プロセスの明文化・参加事業主への報告等を義務化することで牽制を効かせるなど、意思決定の適切性の確保を行うことも可能とすることを検討いただきたい。

若しくは、少なくとも選定代議員数については目安としての位置づけとしていただきたい。

加えて、実施事業所の大部分が社員数 5 名以下の企業といった基金もあるなど、代議員数の増加が困難である事例があることや、仮に、改正案のとおり代議員数を増加させる場合、事業主の負担増に繋がると考えられることにも配慮いただきたい。具体的には、100 人以上の代議員が参加する代議員会を開催するための場所の確保に係る労力及び会場費増加、さらには交通費等費用負担増加等、物理的・金銭的なコスト増につながると思料する。

なお、企業年金部会の席上においても、本改正については委員から複数の意見が出されていることも斟酌いただきたい。

3	<p><b>【確定給付企業年金に係る資産運用関者の役割及び責任に関するガイドラインについて（通知）（平成14年3月29日年発第0329009号）の改正案】</b></p> <p>確定給付企業年金制度は事業主が従業員のために高齢期の所得を確保すべく行う自主的な制度であり、代行部分を有する厚生年金基金とは性質が異なる点も勘案してルール策定をお願いしたい。</p> <p>本改正案においては、基本方針ならびに政策的資産構成割合の策定義務については、加入者数及び資産規模要件を廃止するものとなっている。本改正の趣旨・社会保障審議会企業年金部会における議論を否定するものではないが、第17回企業年金部会での複数の委員の意見でも見られるように、過度の規制は、私的年金制度の普及の妨げとなる可能性があることを懸念する。</p> <p>例えば、資産規模が小さく、リスク・リターンの関係から判断してバランス商品のみで運用を行っている場合等は政策的資産構成割合の制定意義に比して負荷の方が大きいと想定され、制度実施の意欲が阻害されかねない。当該事業主の場合、基本方針の策定を行うことに加え、基本方針に政策的資産構成割合を定めない理由を記載することを選択肢として追加することを検討いただきたい。</p> <p>また、年金資産の額が100億円以上の場合、資産運用委員会の設置義務が課されているが、特に規約型DBを実施する事業主においては、企業年金以外の業務（本業）があるなか、新しい組織を作ることとなり負荷が大きいものと想定される。そこで、資産運用委員会の設置に代えて、既存の組織や意思決定フローを活用し、資産運用委員会に求められる役割をルール化することを選択肢として追加することを検討いただきたい。</p>
---	---

以 上